

原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発基安 1223 第 3 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は電離放射線障害防止規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状況等を把握し、当審議会に報告すること。

厚生労働省発基安1223第3号
令和元年12月23日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに
第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度
及び方法を定める件の改正について（諮問）

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及び電離放射線障害防止規則第3
条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度
及び方法を定める件（昭和63年労働省告示第93号）を別添のとおり改正することについ
て、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に
基づき、貴審議会の意見を求める。

電離放射線障害防止規則及び関係告示の改正案要綱

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）、電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和 63 年労働省告示第 93 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の被ばく限度は、以下のとおりとする。【電離則】

ア 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては 5 年間につき 100 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

イ 事業者は、放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下「経過措置対象医師」という。）について、アの適用については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その眼の水晶体に受ける等価線量が、1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

ウ 事業者は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、経過措置対象医師について、アの適用は、その眼の水晶体に受ける等価線量が、3 年間につき 60 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2. 線量の測定及び算定

(1) 線量の測定及び線量の測定結果の確認、記録等は、以下のとおりとする。【電離則】

ア 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。

イ 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3 月ごと、1 年ごと及び 5 年ごとの合計を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを 30 年間保存しなければならない。

(2) 眼の水晶体に受ける等価線量の算定方法は、以下のとおりとする。【告示】

眼の水晶体に受ける等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行う。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正概要の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方 について（意見具申）」の項目
1 (1) ア～ウ	5.1 関係
2 (1) ア～イ 2 (2)	5.2①関係